

計量法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 電気計器に係る検定、変成器付電気計器検査及び型式承認並びにガスメーターに係る検定及び型式承認に要する実費を勘案して、これらの検定、変成器付電気計器検査及び型式承認に係る手数料の額を改定すること。

(第三条、別表第二第八号ハ並びに別表第四第五号ニ及び第九号から第十一号まで関係)

第二 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。

(附則関係)